

第2章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

1.1 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入

1. 市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、高齢者等避難の避難情報を発令した場合や、一般の避難所に避難してきた者等で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合などには、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。
2. 市町村は、福祉避難所を開設する場合には、施設管理者とともに施設の安全性を確認する。
3. 市町村と福祉避難所の施設管理者は、連携して福祉避難所の運営にあたる。
4. 福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。
5. 受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れる。
6. あらかじめ指定した福祉避難所では不足する場合は、指定していない社会福祉施設等に受入を依頼したり、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等による対応を検討する。
7. 概ね10人の要配慮者に1人の生活相談職員等を配置するとともに、備蓄や調達により電気や水を早急に確保する。また、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保する。医療的ケアが必要とする者（難病患者を含む。）が避難する福祉避難所には、看護師等の医療的ケアが可能な人材を配置するとともに、医療的ケアに必要な衛生用品を確保する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 災害救助法が適用された場合において、福祉避難所を運営するための費用について国庫負担を受けられることができる。（下記参考情報を参照）
- 被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、一般の避難所に対象者が避難していないか調査する。
- 公示した受入対象者の範囲に該当しない者が避難してきた場合には、災害の状況等を踏まえて、他の避難所を案内する等、適切に対応する。

【参考情報：災害救助法適用時の国庫負担対象経費 例】

- ・概ね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置に要する経費
- ・炊き出しスタッフの雇い上げ費
- ・要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器
- ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材
- ・間仕切り設備、段ボールベット、毛布、タオル、石鹸、歯ブラシ、市販薬
- ・冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、扇風機、テレビ等のレンタル
（レンタルが困難な場合は購入可）

等

感染症対策のポイント・留意点

- なるべく早く開設することが望ましいが、施設利用者等とのゾーニング等の受入体制がしっかりと整ってから受入を開始する。(資料2「感染症対策チェックリスト」を参照)
- アルコール消毒液を避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、福祉避難所スペースの入出時には必ず手指消毒を行うよう徹底する。
- 受付で検温と健康状態チェックカードによる確認を実施する。
(資料3「健康状態チェックカード」を参照)
- 飛沫感染を防ぐため、避難者、支援者、福祉避難所運営スタッフはマスクの着用を徹底する。

2 福祉避難所の運営体制の整備

2.1 避難所担当職員の派遣

1. 市町村は、福祉避難所を開設したときは、必要に応じて担当職員を派遣する。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。
2. 市町村は、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、施設管理者と連携して、福祉避難所の設置及び管理を実施する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 福祉避難所については、施設管理者に福祉避難所の管理運営等を委託することになるが、市町村は当該施設の入居者の処遇に支障を生じたり、施設の運営体制を阻害することのないよう、必要な支援を行う。
- 一般の避難所等と同一の施設内の福祉避難所については、市町村が担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営にあたらせることを基本とする。

2.2 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

1. 市町村は、県と連携し、福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置するとともに、福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置を行う。

実施にあたってのポイント・留意点

- 大規模災害時、スペースや支援物資等が限られた状況においては、避難者全員又は要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応する。そのため、平時から市町村の災害時要配慮者支援班、福祉避難所の施設管理者は、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法について確認しておく。
- 社会福祉施設等において福祉避難所を運営する場合、当該施設の職員の負担が重くなるため、早急に専門的人材の確保をする必要がある。そのため、市町村は専門的人材の確保について重点的に検討する必要がある。

感染症対策のポイント・留意点

- 新型コロナウイルス感染者については、無症状、軽症にかかわらず、入院や他の施設（感染者用の宿泊施設等）へ搬送する。また、施設内で感染者が確認された場合は、福祉避難所スタッフや避難者等について、濃厚接触者を特定し、PCR検査を実施する。
- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。
- 発熱等の感染症が疑われる症状が発生した場合に備え、有症状者のための「専用スペース」を確保する。
- 「専用スペース」は可能な限り個室にすることが望ましいが、確保できない場合は、背の高いパーティションやビニルシート、テント等によりスペースを区切る。また、トイレも専用のトイレ（仮設を含む）を確保する。
- 有症状者が出た場合の対応方法について、関係機関と事前に協議し、連絡体制、移送する際の役割分担や手順等をあらかじめ決めておく。
- このほかについても、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」（第三版、R3.6.16）などを参照すること。

3 福祉避難所における要配慮者への支援

3.1 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

1. 市町村は、福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成する。避難者名簿は、随時更新する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握するため、避難者名簿を作成する。福祉サービスの利用意向、応急仮設住宅への入居、住宅の再建意向について継続的に把握する。
- 市町村は災害救助費用の請求に必要となるため、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておく。
 - ・ 避難所用物資受払状況
 - ・ 避難所設置及び避難生活状況
 - ・ 避難所設置に要した支払証拠書類
 - ・ 避難所設置に要した物品受払証拠書類この他、生活相談員（ボランティアを含む）の出勤簿についても整備、保存しておくことよい。

3.2 福祉避難所における支援の提供

1. 市町村は、福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、福祉避難所に避難している要配慮者の状態には十分に注意し、支援関係者間の情報共有を図る必要がある。
- 在宅や一般の避難所から福祉避難所への要配慮者の移送については、福祉避難所の状況を伝えたくて、本人、家族の意向を重視し、移送の準備、当日の支援等を的確に行う。また、移送については介護支援専門員、相談支援専門員や保健師等と情報共有しておく。
- 福祉避難所において、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材の確保や福祉用具等の確保を図る。
- 福祉避難所の避難者は、災害前は自宅で暮らしていたことが前提となる。福祉サービスの提供にあたっては、避難者が被災前に有していた自立する能力を損なわないような形で支援を行う。
- 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定している。（災害救助法による救助としては予定していない。）
- 災害時に医療や福祉ニーズが想定される要配慮者を可能な限り平時に把握して対応を検討することが重要となる。また当事者と、その家族や支援者等による自助・共助の取り組みに寄り添い、多様なニーズに応えるための配慮に平時から取り組む必要がある。

3.3 緊急入所等の実施

1. 市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。
2. 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 市町村内で緊急入所等が対応困難になった場合は、県において緊急入所施設の確保・調整等の対応を図る。
- 要配慮者は、災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、災害時要配慮者支援班は医療機関、福祉施設等への受入の可能性について、現況を把握し適切に対応する。

4 福祉避難所の解消

4.1 福祉避難所の統廃合、解消

1. 市町村は、福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。
2. 福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族（介助者）に十分に説明する。
3. 福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消する。

実施にあたってのポイント・留意点

- 福祉避難所からの早期退所を促す方法として、福祉仮設住宅等への入居のほか、関係部局と連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用する。